

## 会 議 記 録

令和5年度第3回中央区子ども・子育て会議 会議録（要旨）

名 称	令和5年度 第3回 中央区子ども・子育て会議	
開催年月日・場所	令和6年1月31日（水） 午後6時30分から 中央区役所8階 大会議室	
出席者	委員	大竹智（会長）、新藤こずえ（職務代理者）、大戸秀恭、大江恵子、守田亜希子、佐藤みどり、山口晃司、平山尚彦、上笹遼、織茂ちあき、高原友美、藤丸麻紀、太田明実、萩原裕子、箱守由記、大久保稔、生島憲
	区側出席者	福祉保健部子育て支援課長 福祉保健部保育課長 福祉保健部副参事（保育指導・特命担当） 福祉保健部子ども家庭支援センター所長 福祉保健部放課後対策担当課長 福祉保健部健康推進課長 教育委員会事務局学務課長 教育委員会事務局指導室長
配布資料	資料1-1 中央区子育て支援に関するニーズ調査 集計結果（速報版） 資料1-2 中央区ひとり親家庭等実態調査 集計結果（速報版） 資料2-1 主な事業の量の見込みと確保方策の進捗状況管理（令和4年度分） 資料2-2 個別事業の進捗状況管理（令和4年度分） 資料3 確認対象施設の利用定員一覧 資料4-1 令和6年4月認可保育園等入園申込状況 資料4-2 区立幼稚園の応募状況について 資料4-3 幼稚園施策のさらなる充実について 資料4-4 プレディプラスの実施について 資料4-5 民間学童クラブの開設について	
議事の概要	1 開 会 2 議 題 （1）中央区子育て支援に関するニーズ調査・ひとり親家庭実態調査の集計結果（速報版） （2）第二期中央区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の管理について ・主な事業の量の見込みと確保方策の進捗状況管理（令和4年度分） ・個別事業の進捗状況管理（令和4年度分） （3）子ども・子育て支援法に基づく意見聴取 ・令和6年4月開設予定の認可保育園等の利用定員について （4）報告事項 ・令和6年4月認可保育園等入園申込状況及び区立幼稚園児の応募状況について ・幼稚園施策のさらなる充実について ・プレディプラスの実施について ・民間学童クラブの開設について 3 閉 会	

# 1 開 会

## 2 議 題

### (1) 中央区の子育て支援事業の状況について

事務局から資料1-1、1-2について説明が行われた。

委員

例えば病児保育について、利用条件や事業の対象者から外れ、サービスの対象外ではあるが、利用対象となった際には利用をしたいと考えている場合、その旨を回答できない箇所があった。次回以降は自分の希望も選べるような設問になるとよい。

子育て支援課長

今回の調査に向け、参考にさせていただく。

委員

今回の調査では、インターネットからも回答ができたため、仕事の合間などの隙間時間で回答ができた点は評価できる。一方で、回答率は前回の54%から10%程度低下している。例えば、エンゲージメントサーベイ（従業員が仕事に対してどの程度情熱を持っているかを測定する調査）では調査に回答しない人は、「回答したところで何かよくなるという期待がない」という傾向があるようだ。しかし、今回の調査結果ではP23問44で、中央区の子育て環境は、「どちらかといえばよくなった」と回答する人が多く、区への期待値は低くないように見える。

このような結果にも関わらず、なぜ回答率が低下したのか、この結果をどのように捉えているか。

子育て支援課長

毎年行っている区政世論調査においても、令和5年度からインターネット回答を導入したものの、令和4年度の回答率50.2%と比較し、令和5年度の回答率は42.5%と低下した。内訳は郵送の回答が約27%、インターネット回答が15%で、インターネット回答を導入すると回答率が下がる傾向がみられた。

また、アンケート調査をインターネットで実施した場合の品質の確保について研究をしている機関によると、回答するかどうかの要素として、回答者の年齢などの属性、世代、入力方法などが挙げられていた。その他にも回答の必要性やメリット、どの機関からの調査かなどの要素が複合的に相まって、調査の回答率に影響してくるとされている。

確固とした因果関係は断言できないが、今回の場合は回答をするメリットの感じにくさや回答に要する時間などが、回答率低下の一因と考えている。一方で、郵送とインターネットの回答率を比較すると、郵送のほうが回答率が高くなる傾向があるといわれているが、今回は郵送よりもウェブのほうが回答率が高かった。要因として、調査対象となる世代がインターネットを使い慣れていることが考えられるが、原因については今後も分析し、次回に向けて回収率の向上につなげていきたい。

委員

今はインターネットでの回答が主流になってきていることがわかった。

委員

子育て支援の満足度が分かるクロス集計と、困難層のことが分かるデータ

が必要である。

例えば、P14問19-3で、病児保育について、「定員が少なくて当日に預けられなかった」という回答が44.2%で、利用したかったが利用しなかった方が多いことが調査結果からは見える。この設問は全世帯を対象としているが、母子世帯など子どもを誰かに預けることが難しい家庭では、子どもが病気になった時に自宅で子どもだけで留守番をするということもあるのではないか。つまりそういう方たちは、より困難な立場に置かれやすいのではないだろうか。

そういう子どもの命に関わるようなことで必要な支援を受けられていないうえに、他の対応方法がないと思われる困難な方の人数や状況が分かるクロス集計が必要である。

会長

これについては、クロス集計等で分析をお願いしたい。

子育て支援課長

これからクロス集計していく中で、今の意見を踏まえて分析を行う。

委員

子育ての困難層は、ヤングケアラー、父親のうつ、ひとり親など、その状況は多岐にわたる。

例えば、母親が入院し、父親がその看病をしなければいけない時に、夜間の子どもの預け先を確保する問題が発生する。まだ小さい子ども自身が自分や兄弟の世話をしている話を聞き、驚いたこともある。

こういった突然の病気等の状況は、子育て中誰でも起こり得る問題のため、困難層をもう少し深く掘り下げ、困難層にも届くようなサービスを検討してほしい。

子育て支援課長

発言の趣旨や今回の調査結果を踏まえ、困難層の生活を助けるための基礎となる計画をどのように作り上げるかは、委員から意見をもらいつつ、検討していきたい。

会長

健全な時には問題ないが、それはリスクが潜在化しているだけであり、何か問題が発生した時にリスクが顕在化してくるのが、核家族世帯の特徴でもある。そこを想定しながら、何が必要なか検討していく必要がある。

## (2) 第二期中央区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の管理について

事務局から資料2-1、2-2について説明が行われた。

委員

P19、P20に記載のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）について、他区の状況を調べてみたところ、ほとんどの区が24時間365日補助対象であるのに対して、中央区は午前7時から午後10時までのみが補助対象となっているが、何か理由があるのか。区の運用方針に基づいてとあるが、具体的にどのような運用方針か。

子ども家庭支援センター所長

ベビーシッター利用支援事業は、コロナ禍の令和3年度から実施している。コロナ禍で感染症のリスクがあるため、施設型の一時預かりを利用したくないという方が増えたため、産後うつや子育ての孤立化を未然に防ぐような観点も踏まえ、施設型の一時預かり保育を補完するものとして導入した。あく

までも家庭において短時間で継続的に利用してほしいと考えている。

補助する時間帯については、既存のサービスの提供時間としている。

委員

他区が24時間365日助成の対象としているが、中央区がそうではない理由は、今の説明のとおりか。

子ども家庭支援センター所長

あくまで中央区は施設型の子育て支援サービスを中心に行っており、ベビーシッター利用支援事業はそれを補完するサービスとして実施している。

また、東京都がベビーシッター利用支援事業に対する補助を始めたため、中央区でも事業を開始した経緯がある。

委員

自身の話だが、産後に何か起きたらと不安になり、保健所の保健師に何か利用できるサービスがないか相談したところ、所得制限や持病等の理由で、受けられるサービスがなく、行政の支援を何も受けられないことにショックを受けた。そこで、唯一利用できるサービスがベビーシッター利用支援事業であったため、登録をした。

しかし、ひと月の利用時間の上限に12時間という制限があるのと、産後間もないとほとんど利用できないことが、ベビーシッター利用支援事業認定事業者と連絡している中で分かった。ある事業者には、「中央区は利用条件が多いため、派遣していない。」とはっきり言われてしまった。別の事業者には、「最低1日4時間、週3回以上利用しないと意味がない。ほとんどの人は週5回以上利用している。」と言われた。利用手続きも煩雑で、登録するのに何日もかかる。

区では、様々なサービスを実施しているが、支援からこぼれ落ちている人がいる。そして、そういう人が唯一利用できる事業がベビーシッター利用支援事業である。東京都の財源で行っている事業なら、余計に諦め切れない。

中央区は24時間365日の助成を導入しないという考えはよく分かったが、東京都で導入されたきっかけ等も含めて、もう一度検討してほしい。

委員

今の話の場合、子どもショートステイは対象外なのか。

子ども家庭支援センター所長

子どもショートステイは、母親の病気の時などの場合に医師の診断書があれば利用可能である。

委員

子どもショートステイは、生後57日までの子どもの場合は利用できない。色々と制度があるのに利用できないのは、余計に辛くなるきっかけにもなる。

委員

助成対象時間を拡大してほしいという意見は、他の周囲の父母からもよく聞く。別に他の区が24時間365日だから、中央区も追従するべきだといっているわけではなく、一人一人が利用者の目線に立った時に、子育ては12時間で区切れるものでもないし、24時間365日使いたいという意見になる。そのため、24時間365日使える仕組みにすればいいのではないかと思っている。助成対象時間を変える予定はないか。

子ども家庭支援センター所長

区で設定した範囲の中で、補助するという方針に変更はない。

ただ、ベビーシッターを利用してはいけないということではなく、利用料

を補助する事業である。

確かに1カ月の利用時間に上限がなければよいのという気持ちも理解できなくはない。

委員

例えば、自身がこの制約の中で使うとしたら、使い勝手はいいと思うか。

子ども家庭支援センター所長

使う用途にもよると思うが、実際に申請された方の様子を見てみると、1カ月の利用時間が12時間に満たない方もたくさんいる。

しかし、12時間を超える部分は申請しないという方もいるため、実際どれくらいの時間を利用されているかを把握はしきれていないが、区としては、一時期にまとめて使ってしまうのではなく、短時間でも継続的に利用できる環境としたいと考えている。

委員（区）

ベビーシッター自体は、時間の上限を超えても当然利用できるものであり、そのうちのどの部分を補助するかを区は判断している。

中央区だと月12時間以上は使えないという議論になっているが、決してそういう制限をかけているわけではなく、利用時間のうちの12時間分は助成しますということである。区内全体の共通の行政サービスとして、どこまで助成していくかという観点で、整理をしている。

また、先ほどご意見のあった事業者の対応については、確認する。

委員

困難層や瀬戸際にいる方のことを考えると、月12時間に拘らず、もっと助成すればよいのではないかと率直に思っている

会長

窓口で助成範囲を超えてもベビーシッターを利用することは可能であるということをしっかり説明する必要があるのではないか。

また、事業者が事業内容や主旨を理解してなかったというところは、しっかりと周知徹底してほしい。

委員（区）

事業者の対応については確認した上で、断らないような形でサービスを提供していきたい。

委員

私の勝手な推察としては、利用者が助成対象時間の月12時間に囚われて、助成対象時間を超過することを恐れた結果、キャンセルなどをすることが原因だと思う。事業者も少ない保育士で事業を運営しているため、キャンセルに振り回されるくらいなら、中央区の事業を利用する人には派遣しない、自費で利用する場合は派遣するという対応になるのだと思う。

また、自費でお金を払えば12時間以上でも利用できると言われてもありがたい制度だとは思わない。他の区では産後に1年間集中的に利用する人もいる。そういったニーズに全然答えられていない。

例えば、産後うつや産褥期精神病のようなことになってしまえば、1カ月間ぐらい、母親は子どもの面倒を見られない。また、父親は育休を生後4カ月ぐらいから取る予定という場合、子どもの月齢や助成対象時間の制限などを理由に預けられないとなると、誰が面倒を見るのか。母親の入院費用に加えて、子どもを預ける費用も負担しなければならないという状況だけで、うつ

になる人もいる。行政サービスを利用することで救える命があるのに、利用できない状況は理解できない。

福祉制度は、困難層を救うためのセーフティーネットであり、命を救い上げる最後の砦だと思っている。こういう現状があることを知った上で、最後のセーフティーネットを今まさに作ってほしい。

会長

公募委員からの意見を、区民の声として区は真摯に受け止めて、対応を考えてほしいと思う。

委員

問題は、必要な補助を本当に必要で利用したい人が有効に使えていないことだと思う。困った時の受け皿を、臨機応変に、区でも考えてほしいと思う。

あかちゃん天国の手伝いに行くと、ベビーシッター利用支援事業の利用状況を聞くと、月12時間分助成されるから12時間利用しているという方が多いと感じる。

### (3) 子ども・子育て支援法に基づく意見聴取について

事務局から資料3について説明が行われた。

委員

ポピンズナーサリースクールHARUMI FLAG PORT VILLAGEの最終定員が、3歳、4歳、5歳でそれぞれ40人だが、部屋の平面図を確認すると、1つの空間になっている。これは1クラス40人となるのか、それとも3歳、4歳、5歳をそれぞれ2クラスに分けて、例えばAクラス、Bクラスで20人ずつという形で保育をしていくのか。

実際に保育園に自分の子どもを預けている立場としても、1クラス40人は小学校のクラスと同じか、それよりも多い人数で、特に3歳児、4歳児を1クラスで保育するのは無理があるのではないかと思うが、実際の保育はどのように進めていく予定か。

保育課長

現段階では3歳以上の子ども20、30人に対して保育士1人の配置基準であるため、おそらく保育士2人でクラスを分けながら保育する予定であると考えられる。まだ来年、再来年以降順次拡大していく中で、具体的な保育士の配置を事業者も決めていくと思う。

会長

規定では、保育士1人の配置に対して、3～5歳児の園児は何人の基準か。

保育課長

現在では保育士1人につき3歳児20人、4、5歳児は30人の基準となっている。

会長

国基準に則っているというところか。ただ、保育の質として、この基準でいいのかという問題はある。

以前世界的には40人から20人のグループへというようなスローガンがあったが、40人を1つのグループとしているのがわが国の現状であり、これは中央区の問題ではなく、国を何とかしなければいけない問題である。

委員

保育士の人数については保護者も心配があると思うが、40人で1クラスとしたり、3、4歳を複数人で問題なく保育することもできる。

今は色々なやり方があるため、保育園の運営事業者の考え方にもよるが、

人数だけで考えるのではなく、保育の質を担保するためにどのように保育士が関わっていくのか、保育の環境をどのようにしていくのか、どのように発達支援をしていくのかというところを注視したほうがよい。

実際に私どもが運営する保育園でも、1クラスに子どもが80人、90人いたりする場合もあるが、全く問題はない。定員や配置基準上の面積を確保して適正人数の保育士を配置すれば、問題なく保育を進めることはできるし、質の高い保育が結果として行われる現状もある。そこは運営事業者の保育のやり方を確認したほうがよい。

会長 質の確保については、区のほうでも監査指導等でしっかりとチェックすべき点である。

委員 小児科の医者がだんだん中央区内でも減ってきており、園医の指定が難しくなってきている。来年度以降も同じぐらいのペースで保育園が増える予定か。

保育課長 今のところ、令和9年頃に再開発があるため、その頃に保育園が新設される予定はあるが、令和7年度、令和8年度は保育園の新規開設予定はない。

会長 園医の指定について、厳しい状況にあるという話だった。そういった現状も、認識した上での予定か。

保育課長 そのとおりである。

委員 保育園が新設される予定がある場合は早めに教えてほしい。

保育課長 新設が決まった際には、いち早く伝えたいと思う。

#### (4) 議題4 報告事項について

事務局から資料4-1、4-2、4-3、4-4、4-5について説明が行われた。

委員 幼稚園の定員について、小学校の方が特認校など制度が整っているように思う一方で、幼稚園は通園区域制になっている。子どもの数が足りず、幼稚園のクラスが編成できないという話もあったが、通園区域を廃止する、もしくは枠を広めにするなどはできないか。

また、通園区域を維持する理由も考え直してほしい。

学務課長 幼稚園は、既に各園において募集定員を下回っている状況である。そうした中で、通園区域を超えて幼稚園の編成を行った場合、定員を既に割っている区立幼稚園同士で園児を取り合うような状況になってしまう懸念がある。

また、何が何でも通園区域の幼稚園に通ってくださいというわけではなく、例えば兄弟がいるなどの事例では、指定園の変更についても対応している。

特に泰明幼稚園は、通園区域内に住んでいる方が少ないということもあり、募集定員を下回った状況になっている。

3歳児の募集を行ったり、幼稚園のPTAの方々の意向なども踏まえながら、様々な施策を実施したり、今後もこうした状況について注視していきたい。

委員 幼稚園の拡充や弁当給食、預かり保育やプレディプラスが令和6年度から

始まることに感銘を受けている。新しい制度であるため、評価はこれからだ  
と思うが、制度を用意したことについて、すごく良いことだと思うし、ぜひ質  
の高いものにしてほしい。

一点質問したいが、プレディプラスは、近隣の児童館の指定管理事業者が  
業務委託で行うとのことだが、近隣の児童館の指定管理事業者が、既に実施  
しているプレディの指定管理事業者と同じとは限らないのではないかと。業者  
が異なっていて連携は大丈夫なのか。

一体化して、他校の友だちと遊べたり、同じようなことできるのかという  
心配もあるし、分かりづらくなっている感じがある。まずは事業者の選定や  
連携について教えてほしい。

放課後対策担当課長

プレディプラスは、学校内に学童クラブ、プレディ双方が設置され、その双  
方を近隣の児童館の指定管理を行っている1つの事業者が行う。当然プレデ  
ィプラスにおける学童クラブの水準も、児童館の学童クラブと同等のものとし  
る。

また、その地域から通う子どもたちが利用するため、児童館との連携やこ  
れまで児童館の指定管理事業者が培ってきた地域との関わり合いも継承して  
いきたいと考えている。そのため、近隣の児童館の指定管理を行っている事  
業者に、プレディプラスを一体的に運営してもらおう予定である。

メリットは、一体的に行うことで人員配置や人員の移動等を円滑に行うこ  
とができる点が挙げられる。よって、新川児童館であれば、指定管理事業者  
が、令和8年度に明正小学校のプレディプラスを業務委託することになる。

京橋築地小学校や明石小学校の近隣の児童館は、区直営の築地児童館だが、  
プレディプラスの部分に関しては、現在新川児童館を指定管理をしている事  
業者への委託を考えている。

現在、指定管理事業者制度で運営している児童館は5館あり、3つの事業  
者が管理している。これまでも館長会等を通じながら、横の連携は既に取っ  
ているが、併せてプレディプラスや学童クラブの部分でも連携をし、児童館  
を中心とした放課後対策や、学校内での放課後対策を実施できればと考えて  
いる。

委員

プレディを開設している小学校は、全てプレディプラスを開設するという  
方向でよいか。そうすると、今プレディを実施している事業者は、全て児童館  
の指定管理事業者置き換わっていくということか。

放課後対策担当課長

そのとおりである。プレディは、個々の学校において3年間のプロポーザ  
ルでの業務委託契約を結んでいる。委託の契約期間が切れるタイミングで、  
プレディプラスに切り替えていく形で、順次導入をしていく。

つまり、最終的に令和8年4月頃には近隣の児童館の指定管理事業者が、  
そのプレディプラスを運営していく形に切り替わっていくことになる。

委員

そうすると、例えば明正小学校のプレディは、それまで新川児童館の指定



管理事業者が運営しており、一体的な運営で地域にも非常に協力的だったため、我々も地域の立場としてプレディにも児童館にも協力をしていた。

しかし、令和5年の4月に事業者が変更し全く地域との連携が取れていない状況である。

令和8年にはプレディの事業者は、児童館の指定管理事業者と同じ事業者になる予定ということだが、まだ当時方針が確定はしていなかったとはいえ、なぜ委託業者を急に変更しなくてはならなかったのか。地域としては、プレディの運営の現状に対する不信感がある。

地域が一体となって、地域の子どもたちを育てるのがプレディだと思っているため、地域をないがしろにせず、地域の意見も聞き、プレディやプレディプラスを運営してほしい。

会長  
委員

こういった要望があるということで、事務局は受け止めてほしい。

今でも新川児童館は保育士が不足しており、他の施設から応援に来るなど人員の確保が問題になっている。

このような状況下で、全園で幼稚園の預かり保育も始まり、民間事業者に委託する部分について、質と量の確保が非常に心配である。

学務課長

今回、幼稚園の預かり保育の運営委託をする事業者は、詳細は言えないが、区内や近隣区においても類似事業を行っている事業者を予定している。

また、近隣区の公的な施設が閉鎖されるタイミングと重なり、保育士の適切な受け入れ先として人員を確保できるような状況で、預かり保育を受けてもらうことになったため、現時点で保育士の数は十分に確保されている。

放課後対策担当課長

全国的に保育士が不足しており、当然児童館、プレディプラス、学童クラブについても、人員の確保が重要となってきている。

そういった面から指定管理を行っている事業者のメリットとしては、様々な自治体で学童クラブや放課後子ども教室等の事業を展開しており、求人を含め、例えば新規でプレディプラスを実施する際に、他の自治体で学童クラブを経験した職員を異動させてくることが可能である。

また、指定管理の契約期間は10年間となっているため、安定的な雇用も確保できるという点もメリットになっている。

現在プレディで従事している職員も希望等があれば、新たに入る事業者で働くこともできる。事業者には、しっかりした人材を確保するように区からも依頼している。

事業者側も導入当初は不安な部分もあるため、経験者を配置したり、区内の児童館の職員を配置するなど検討していると聞いている。

### 3 閉 会